

固定資産現所有者について

以下事項の記載内容に留意のうえ、「固定資産現所有者申告書」を提出してください。

1 現所有者とは

固定資産税及び都市計画税は、毎年賦課期日（1月1日）現在の所有者に対して課税されますが、土地又は家屋の所有者が死亡した場合で相続登記（未登記家屋については固定資産課税台帳の名義変更手続き）が完了していない場合は、1月1日現在でその資産を「現に所有している者（以下、「現所有者」という。）」（相続人）に対して課税されます。

（地方税法第343条第2項、同第702条第2項、安城市税条例第52条第2項、安城市都市計画税条例第2条第2項）

2 所有者について

（1）固定資産課税台帳上の所有者

1月1日現在において、固定資産課税台帳に所有者として登録されている方をいいます。

（2）現所有者

固定資産課税台帳上の所有者が死亡したことによって、その固定資産を1月1日現在所有することとなる方で、相続人が該当します。

ただし、固定資産課税台帳上の所有者が生前に売買や贈与等をしていた場合は、その買主や贈与を受けた方が現所有者となることがあります。

（3）登記簿上の所有者

法務局に備える登記簿に所有者として記載されている方をいいます。相続登記については、法務局で手続きをしてください。

（4）未登記家屋の所有者

固定資産課税台帳の名義変更手続きが必要です。別途「未登記家屋の名義変更届」を資産税課家屋係に提出してください。

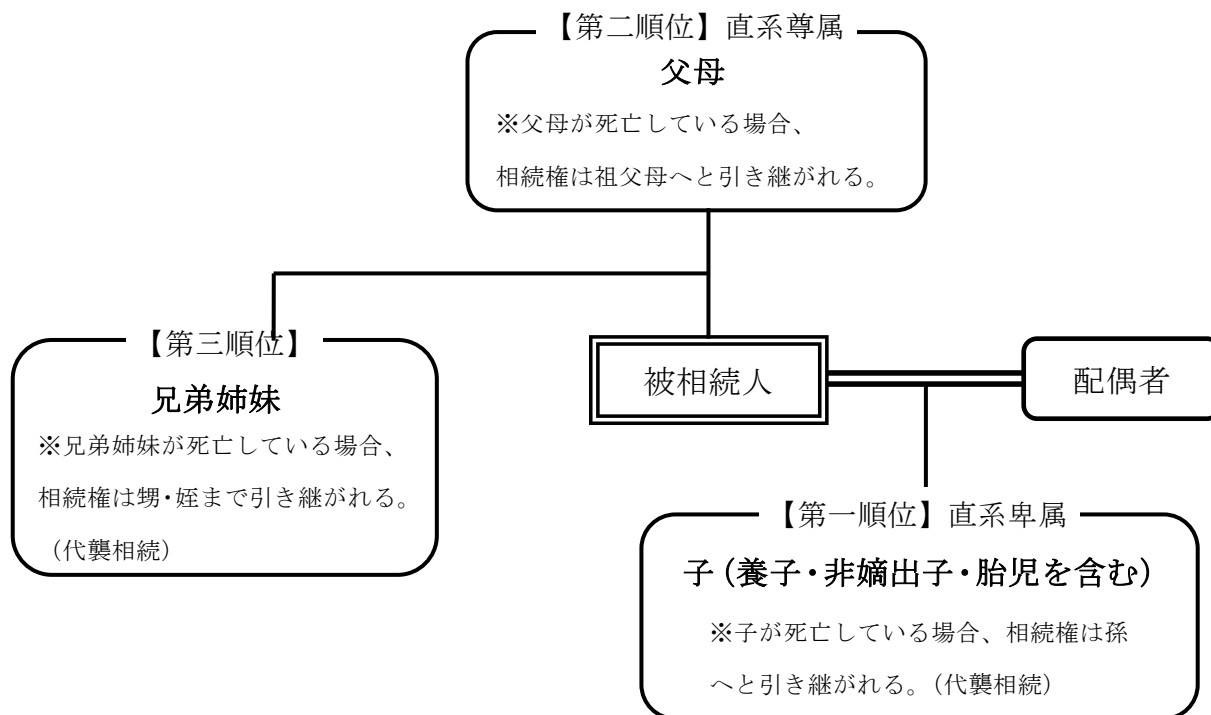
3 「現所有者」として届出していただく方の範囲について

「現所有者①（代表者）」欄は、相続人の中で代表になる方を記入してください。なお、代表者の決定にあたっては、相続人全員で協議のうえお願いします。

また、「現所有者②（他の相続人等）」欄には、「現所有者①」以外の相続人全員が記入してください。ただし、相続放棄をしている方については記入せずに、相続放棄申述受理通知書の写しを添付してください。

4 相続人について

配偶者は常に相続人となり、加えて第一順位の子、第二順位の直系尊属、第三順位の兄弟姉妹の順番で相続人となります。例えば、第一順位の子がいる場合、それより順位の低い親などの直系尊属や兄弟姉妹は相続人となりません。ただし、順位上位者に相続放棄等の特殊な事情がある場合は、この限りではありません。



5 固定資産税・都市計画税納税通知書の送付について

民法第898条及び地方税法第10条の2の規定により相続人全員が納税義務者となりますが、固定資産税・都市計画税納税通知書は「現所有者①(代表者)」欄の「現所有者①を相続人代表者に指定する」にチェックをつけた方又は本市で指定した相続人代表者の方に送付します。

なお、相続人代表者の変更を希望する場合は、「共有代表者指定(変更)届」を記入の上、資産税課まで提出してください。

6 所有権移転登記との関係について

被相続人の死亡した年内に、相続等の所有権移転登記が行われた場合、「現所有者申告書」の提出の有無に関わらず、登記名義人が新たな固定資産課税台帳上の所有者として課税されます。

お問い合わせ先 安城市役所 総務部資産税課

電 話 0566-71-2215 (家屋係)

電 話 0566-71-2256 (土地係)